



益子町告示第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により地域計画を策定したので、同法第 19 条第 8 項の規定により公告し、当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

益子町長 広田 茂十郎



1 地域計画を策定した地域

- (1) 益子地区
- (2) 大羽地区
- (3) 生田目地区
- (4) 塙地区
- (5) 星の宮地区
- (6) 上山地区
- (7) 長堤地区
- (8) 前沢地区
- (9) 山本・大郷戸地区
- (10) 小泉・本沼・梅ヶ内地区
- (11) 東田井地区
- (12) 七井地区
- (13) 大沢地区
- (14) 北中地区
- (15) 小宅地区
- (16) 芦沼地区
- (17) 大平地区

2 縦覧場所

益子町産業建設部農政課 益子町大字益子 2030 番地

3 縦覧期間

令和 7 年 3 月 31 日以降、常時据え置いてあります。